

## 「小松川中学校 いじめ防止の取組」について

### 法によるいじめの定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「ケンカ」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

### 令和7年度の本校の「いじめの認知件数」について

(令和7年11月末現在)

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめ重篤化を防ぎます。

令和7年度の本校のいじめ認知件数は、「減少傾向です」。引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対策を行ってまいります。

### 本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本法に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。